

サテライトオフィス等開設支援 事業補助金調査特別委員長報告

〔第1回委員会から第11回委員会までは、議会だよりNo.74・75に掲載〕

1月9日

〔第12回委員会〕

証人尋問の検証と今後の取組について協議した。

2月12日

〔第13回委員会〕

現在の道の駅運営会社の代表取締役からの事情聴取（非公開）を実施。

2月17日

〔第14回委員会〕

（株）成和の下請業者の代表取締役へ証人尋問を実施。

サテライトオフィス建設工事について証言を求めた。

2月20日

〔委員長報告〕

本委員会では、令和5年度事業であった「サテライトオフィス等開設支援事業」に関する、本市の公金支出について調査する為、令和6年7月5日に、調査特別委員会を設置。10月1日、市議会初となる地方自治法百条の権限を付与した所謂、百条委員会として、令和7年2月17日までの間、計14回に渡り、多くの関係者から聴聞を行った。

そもそも、本委員会を設置したこと自体が、市議会として今回の事案に対する不可解且つ、大きな疑念の表出であり、今回の公金支出についての妥当性を認める議員は、当初から皆無であった。

さらに、委員会が会を重ねるに連れて、補助金の一括概算払い及びその委任払い契約相手や、その関係業者の不透明な実態が明るみになり、前例にない異様な支出であると断定せざるを得ないとの結論に至った。

まず、この事案の端緒となったのが、令和4年11月の道の駅売買契約の際である。

市側は、前経営陣の役員会での合議により、エバグリーンへの売却が決定したと抗弁するが、その購入資金すら購えない同社に対し、副市長及び職員による購入額の半額を超える3千万円の融資を行うという、明らかに公務員としての倫理を欠いた行為により、道の駅の所有者に於いては、本委員会に於いても「南島原市長等政治倫理条例」に抵触する可能性も指摘された（同条例3の3）。まさにこの時点で、副市長らの行為が無ければ、道の駅の再開に関しては違う展開になったと考えられるが、少なくともエバグリーンが関わる事

は無かったはずである。さらに同社は、購入後までもなく、国の補助事業であるサテライトオフィス計画を市に提案し、申請、採択された。

しかし、令和5年8月、「工事費の全額を前払いしなければ、着工できない。」という同社の言いなりに、しかも、ここが指定した建設業の許可を持たない業者に、全額委任払いで9千万円を振り込み、今に至る大問題を引き起こした。この際、指定された業者について、一寸調べていけば、明らかに不適格である事が判明し、この計画の不自然さが露呈し、振り込みを回避できたと考えられる。

また、計画中止後の市の対応に関しても、振り込み後の業者による工事の遅延状況は認識しており、しかも令和6年初頭から、エバグリーンが道の駅の売却を進めている事も把握していた。この時点で当該計画の破綻は予測できていたはずであり、

9千万円回収へ向けての準備に入るべきであった。現在、係争中であるが、一連の対応は非常に緩慢であり、計画当初の申請決定や、全額概算払い及び、その委任払いに至るプロセスの迅速さとは、対局を為しており、大いに違和感を覚える。

さらに、報告義務の観点からも、副市長は市長に対し、エバグリーンへの融資の報告をしておらず、一年半以上後の令和6年の夏に、市長から問われ認めた。行政のガバナンスを堅持すべき立場であるにも関わらず、真逆の行動であり、とても看過できるものではない。また、概算払いを執行した件も、その翌月の議会に於いて何らの説明も行わなかった。

また、これについて本委員会で質された時は、「業者が契約通りに事業を遂行しておれば何の問題もなく、議会に報告する必要は無い、と考えていた。」との答弁であった。

田中次廣委員長

予算審査特別委員長報告（概要）

・議案第21号「令和7年度南島原市一般会計予算」を原案可決

主な質疑

〔総務部関係〕

〔質疑〕公有財産管理費、システム管理費、庁舎等管理費の増額の理由と、広報推進事業の歳出が3分の1ぐらいに減っているが。

〔答弁〕公有財産管理費は、堂崎港埋立地購入費による増額、システム管理費は国の施策として進めているシステムの標準化に伴い、広域圏負担金などが大幅な増額、庁舎等管理費は、西有家庁舎のエレベーター、南有馬庁舎のトイレの改修事業による増額。広報推進事業は、6年度にプロモーションを3千万円近くかけて、ビデオPR動画を作成したが、一旦終了し縮小した経費で対応することによる減額である。

〔質疑〕防犯灯整備事業で

自治会からの要望にに応じて補助を行っているが、市独自で防犯上のために、防犯灯を設置する考えはないのか。

〔答弁〕基本的には自治会からの申請により設置をする考えでいる。例えば自治会の範囲に入っていないところなど、そういう場所があれば検討する。

〔地域振興部関係〕

〔質疑〕そうめんのPRは今回で何回ぐらになるのか。そうめん生産量拡大支援事業補助金、新たな人材として外国人労働者を雇用する費用の一部ということだが、現在どれぐらいの特定技能外国人が、そうめん業に従事しているのか。

〔答弁〕PR事業は、令和元年度から事業を開始しており、本年度のCMの本数は、関東圏で670

〔教育委員会関係〕

〔質疑〕給食費の3人目以降の補助の該当者はどのくらいか。また、学校のトイレ洋式化率は。

〔答弁〕給食費については令和5年度実績で、支給した人数が222名、世帯数で198世帯。小・中学校トイレ（校舎、体育館、屋外トイレ）の洋式化率は51・9％。

〔建設部関係〕

〔質疑〕危険家屋除去の予算はどのような過程で計上したのか。また、半分割が国費、半分が一般財源だが、除却した後の土地の扱いはどのようなものか、市の持ち物になるのか。

は無かったはずである。さらに同社は、購入後までもなく、国の補助事業であるサテライトオフィス計画を市に提案し、申請、採択された。

しかし、令和5年8月、「工事費の全額を前払いしなければ、着工できない。」という同社の言いなりに、しかも、ここが指定した建設業の許可を持たない業者に、全額委任払いで9千万円を振り込み、今に至る大問題を引き起こした。この際、指定された業者について、一寸調べていけば、明らかに不適格である事が判明し、この計画の不自然さが露呈し、振り込みを回避できたと考えられる。

また、計画中止後の市の対応に関しても、振り込み後の業者による工事の遅延状況は認識しており、しかも令和6年初頭から、エバグリーンが道の駅の売却を進めている事も把握していた。この時点で当該計画の破綻は予測できていたはずであり、

9千万円回収へ向けての準備に入るべきであった。現在、係争中であるが、一連の対応は非常に緩慢であり、計画当初の申請決定や、全額概算払い及び、その委任払いに至るプロセスの迅速さとは、対局を為しており、大いに違和感を覚える。

さらに、報告義務の観点からも、副市長は市長に対し、エバグリーンへの融資の報告をしておらず、一年半以上後の令和6年の夏に、市長から問われ認めた。行政のガバナンスを堅持すべき立場であるにも関わらず、真逆の行動であり、とても看過できるものではない。また、概算払いを執行した件も、その翌月の議会に於いて何らの説明も行わなかった。

また、これについて本委員会で質された時は、「業者が契約通りに事業を遂行しておれば何の問題もなく、議会に報告する必要は無い、と考えていた。」との答弁であった。

〔空家対策総合支援事業で、危険空家除却の略式代執行を予定しており、特定空家に指定している空き家である。所有者が法人で、破産、解散し、清算人も死亡をしている状況で、所有者が現在いないということと、老朽化がひどく、倒壊のおそれがあり、早めの対処が必要との判断で、市で略式代執行ということ

で、予算を計上している。土地の名義は別の方になっており、今協議中の段階。土地を寄附してもらうかなど、早めに結論を出していきたい。

〔生活環境整備事業で、補助金として4千万円計上しているが、自治会からの申請分は予算化ができるのか。

〔答弁〕各自自治会からの申請分は準備ができ次第、補助金を認定して整備してもらうが、全ての申請分が実施できるわけではない。

〔環境水道部関係〕

〔質疑〕他市では、下水道施設が老朽化し事故が発生しているが、本市の状況は。

〔答弁〕水道施設は、昭和の高度成長期のために設置しているため、老朽化が進んでいる。老朽化している管路は、計画的に更新を行っている。下水道施設は水道施設に比べ、施設自体新しいが、今後は老朽化が進むため対応を考えていく。

〔福祉保健部関係〕

〔質疑〕医療的ケア児等支援事業は3名分を見込んでいるとの説明だが、事前調査で該当しそうな人がいるのか。主には訪問看護ステーションに対する支援と思うが、医療的ケア児等に対応できる訪問看護ステーションがどれぐらにあるか。また、新型コロナウイルスの予防接種健康被害給付金があるが、どのような健

このような考えの者が、行政運営の最上位で指示、裁可を行ったことが、今回の事案の大きな要因である。

政治は常に結果責任である。事案により、その軽重はあると思うが、今回の件に関しては、南島原市の評価を貶め、市政へ損害を与え、さらに市政に対する市民の多大な不満・不信を生じさせた事に対し、市長及び副市長の負うべき責任は重大であると断ぜざるを得ない。

※サテライトオフィス等開設支援事業補助金調査特別委員会調査報告書



康被害が何名あったか。

〔答弁〕事前に調査をして、現在対象となる見込みの方が2名、新規を含めて3名分計上している。対応できる訪問看護ステーションは市内にはなく、島原市の1か所と雲仙市の1か所サービスを受けている。コロナの健康被害は1名分で、内容は医療費、入院、通院、医療手当である。

〔農林水産部関係〕

〔質疑〕津吹湖流末のフラップゲートの巻き上げ機設置工事となっているが、どのような巻き上げ機を設置されるのか。

〔答弁〕水門を、手動で巻き上げできる機械の設置を検討している。

【討論なし】

（起立採決の結果、起立多数により原案可決）